

藤澤市教育委員会

平成21年2月13日

委員長 鈴木 紳一郎 殿

### 教科書採択についての請願

藤澤市の教育を考える会

代表 渡辺 元実

藤澤市辻堂東海岸1-1-28



#### 1. 請願事項

- (1) 教科書採択に当たっては、教育委員会の権限と責任において採択して頂きたい。
- (2) 教科書採択に当たっては、教育基本法及び学習指導要領改正の趣旨に照らして最もふさわしい教科書を採択して頂きたい。

#### 2. 請願の理由

- (1) 教科書採択の在り方については、平成2年3月20日付け文初教第116号「教科書採択の在り方の改善について（通知）」及び平成14年8月30日付け文科初第683号「教科書制度の改善について（通知）」等により改善の方向性が示されており、『教科書採択は、各採択権者の権限と責任のもと、適切な手続きにより行われるべきもの』と述べられています。

各教育委員の自主的な判断により、実質的に「採択権者の権限と責任のもと」に採択されるためには、さらに以下の点が極めて重要であると考えます。

##### イ. 教育委員による教科書の調査研究

教育委員が全ての教科書をくまなく見るのではなく、教科により濃淡をつけることが現実的であり、その判断基準は教育委員会制度の趣旨と教育の目的に求めるべきです。

##### 〔教育委員会制度の趣旨〕

教育委員会制度の趣旨は、教育の専門家でない教育委員の合議により意思決定されるいわゆる『レイマンコントロール』にあります。

この観点から、専門家でない人の判断を重視した方がよいと思われる教科については、教育委員が重点的に教科書に目を通すべきと考えます。

##### 〔教育の目的〕

教育基本法は、教育の目的を国家形成者としての資質を備えた国民の育成を図るとあります。

故に、教科書の調査研究に当たっては、日本の歴史や伝統・文化の継承に

関連の深い国語や社会（生活、社会、歴史、公民、地理、家庭）については、是非とも教育委員に目を通して頂き、他の教科書については選定資料や出版社の編集趣意書等を基に教科書をチェックする程度するなど、濃淡をつける事が現実的であると考えます。

ロ. 教育委員の明確な意思表示

当然ながら、現在では事務局案を一括審議し一括採択地区はなくなりました。教育委員ができるだけ周囲の影響を受けることなく、自らの判断で意思表示を行うには、教科ごとに無記名投票により採択することが望ましいと考えます。

(2) 教科書採択の判断基準は基本的に学習指導要領の「目標」や『内容』に照らして、最も適合している教科書を採択すべきです。

検定に合格した教科書は、いずれも一定の基準を満たしていますが、優劣があり、優れた教科書とは記述内容が学習指導要領の『目標』『内容』に照らして、最も適合している教科書といえます。

昨年3月28日に告示された次期学習指導要領は、小学校が平成23年、中学校が平成24年に全面実施される予定です。

平成21年度の中学校教科書採択でも社会（歴史）にも新しい出版社のも出ており、それも含めた選定資料として頂きたいと思います。

文部科学省は次期学習指導要領の移行措置として、一部を平成21年度から先行実施し、必要な補助教材なども準備することになりました。

これは、次期指導要領の一刻も早い実施を強く望む保護者の声に応えたものです。新教育基本法が既に施行されていることを踏まえれば、教科書採択に当たっても単純に継続するのではなく、「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度を養う」「豊かな情操と道徳心を培う」など教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択するように求めるものです。

以上